

市 市
県 稅 第一期
國民健康保険税 第二期
お草め納めましょう

6月の納税

所得税の
予定納税と減額申請
所得税は、確定申告によって一
年間の所得を計算し、これに対する
最終的な税額を納めることをいた
てています。この税金を
一時に納めることになると、なか
なか困難です。こうした人たちの
ために「予定納税制度」がなされ
ています。

予定納税は、第一期が七月一日
から三十二日まで、第二期が十一
月一日から三十日までです。
また、その年の休業などの
ため所得が減少する場合、(2)災害
にあって損害をうつむった場合、
(3)医療費を支出した場合、(4)婚姻
出生などのため控除対象配偶者が
できたり、扶養親族の数が増加す
る場合、(5)その他営業不振で所得
が少なくなる場合などには、減額
申請の方法があります。

くわしいことは、前橋税務署へ
お問い合わせください。

★住民税の特別徴収

ことしから 12回徴収に
住民税の特別徴収は、今まで六
月から翌年三月までの十回に分割
して、特別徴収義務者が給与の支
払いをする際、納税者から徴収し
て納入されてきました。

このたび、地方税法の改正によ
り、この特別徴収を従来の十回
分割から十二回分割にし、六月か
ら翌年五月までに行なうことにな
りました。

これは、給与所得者の住民税を
より納税しやすいようにするために
なされた措置です。

灰・キケン物収集日

《7月》

月	火	水	木	金	土
1日	2日	3日	4日	5日	
南町1.2.3.4丁目 紅雲町1.2丁目 六供町、上佐鳥住宅	三河町1.2丁目 文京町1.2.3.4丁目 駒形町、東善町、 有料事業所	江木團地、三保町、 下沖町、幸坂町、西 片貝町、上泉住宅 總社町全城、青梨子 住宅、大友町、鳥羽町	石倉町、古市町、江 田町、小相木町、朝 日が丘町、光が丘町 前箱田團地、大利根 團地、元総社町	朝倉團地、後閉住宅 広瀬團地 有料事業所	
7日	8日	9日	10日	11日	12日
岩神町1.2.3.4丁目 敷島町、緑が丘町、 荒牧町、昭和町1.2. 3丁目	国領町1.2丁目 住吉町1.2丁目 平和町1.2丁目 有料事業所	若宮町1.2.3.4丁目 下小出町、北代田町 上小出町、南橋町、 青柳町	日吉町1.2.3.4丁目 城東町1.2.3.4.5丁 目	大手町1.2.3丁目 千代田町1.2.3.4.5 丁目	朝日町1.2.3.4丁目 天川原町、天川町
14日	15日	16日	17日	18日	19日
本町1.2.3丁目 表町1.2丁目 天川大島町、野中町	南町1.2.3.4丁目 紅雲町1.2丁目 六供町、上佐鳥住宅	三河町1.2丁目 文京町1.2.3.4丁目 駒形町、東善町、 有料事業所	江木團地、三保町、 下沖町、幸坂町、西 片貝町、上泉住宅 總社町全城、青梨子 住宅、大友町、鳥羽町	石倉町、古市町、江 田町、小相木町、朝 日が丘町、光が丘町 前箱田團地、大利根 團地、元総社町	朝倉團地、後閉住宅 広瀬團地 有料事業所
21日	22日	23日	24日	25日	26日
岩神町1.2.3.4丁目 敷島町、緑が丘町、 荒牧町、昭和町1.2. 3丁目	国領町1.2丁目 住吉町1.2丁目 平和町1.2丁目 ^{有料事業所}	若宮町1.2.3.4丁目 下小出町、北代田町 上小出町、南橋町、 青柳町	日吉町1.2.3.4丁目 城東町1.2.3.4.5丁 目	大手町1.2.3丁目 千代田町1.2.3.4.5 丁目	朝日町1.2.3.4丁目 天川原町、天川町
28日	29日	30日	31日		
本町1.2.3丁目 表町1.2丁目 天川大島町、野中町	南町1.2.3.4丁目 紅雲町1.2丁目 六供町、上佐鳥住宅	三河町1.2丁目 文京町1.2.3.4丁目 駒形町、東善町、 有料事業所	江木團地、三保町、 下沖町、幸坂町、西 片貝町、上泉住宅 總社町全城、青梨子 住宅、大友町、鳥羽町		

■キケン物は、必ず当日の朝8時までに、袋詰めで、ご町内の所定の場所に出してください。収集日前に出しますと、危険なうえ、町の美観をそこないますから、お互いに注意しましょう。

ゴミ収集日

月	火	水	木	金	土	
千代田町1.2. 3.4.5丁目 日吉町1.2.3. 4丁目 朝日町1.2.3. 4丁目 天川町(旧天 川町を含む) 朝倉團地 駒形町 東善町 後閉住宅 古市町 光が丘町 朝日が丘町 小相木町 江田町 前箱田團地	若宮町1.2.3. 4丁目 三河町1.2丁 目 文京町で旧高 田町、天川原 町の区域 天川大島町 荒牧町 野中町 緑が丘町	平和町1.2丁 目 城東町1.2.3. 4.5丁目 46・47六供町 上佐鳥住宅 南町で旧宗甫 分町の区域 天川大島町 荒牧町 野中町 緑が丘町	昭和町1.2.3 4丁目 南橋町 青柳町 下小出町 大手町1.2.3 丁目 表町1.2丁目 南町で旧40. 41紅雲町の区 域 紅雲町1.2.丁 目 青梨子住宅 總社町全城	岩神町1.2.3. 4丁目 敷島町 国領町1.2丁 目 下沖町 大手町1.2.3 丁目 南町で旧40. 41紅雲町の区 域 紅雲町1.2.丁 目 青梨子住宅 總社町全城	住吉町1.2丁 目 本町1.2.3丁 目 石倉町 江木團地 元総社町 三保町 西片貝町 幸坂町 下沖町 上泉町 上小出町 北代田町 大利根團地	



と子どもがかわいそうでした
がなかつたのでしょね」と
また「このお稲荷さんは、八
十八夜と初午(うま)の日が祭
礼ですが、たいへん盛って店も
出ましたヨ。南橋、箱田のあ
りからも祈願にきました。この
祭礼で供えられた旗をあの高い
一本杉のつぶんに結わいつけ
るのです」と昔をなつかしみな
がら当時を語ってくれました。

(写真は一本杉稻荷)

予定納税と減額申請
所得税は、確定申告によって一
年間の所得を計算し、これに対する
最終的な税額を納めることをいた
てています。この税金を
一時に納めることになると、なか
なか困難です。こうした人たちの
ために「予定納税制度」がなされ
ています。

予定納税は、確定申告によって一
年間の所得を計算し、これに対する
最終的な税額を納めることをいた
てています。この税金を
一時に納めることになると、なか
なか困難です。こうした人たちの
ために「予定納税制度」がなされ
ています。

夏の夜のひとときを
成人学校へ
《第二期生募集》

るために、夏の夜のひとときを
有効にお使いください。

開設期間

七月四日から八月八日まで計
十一回、二十二時間。

学習日は、この期間の毎週火
曜日と金曜日の二回、午後七時
から九時までの二十二時間。た
だし写真科については七月二十
五日午後六時三十分から九時ま
で、七月二十六日午後一時から
五時まで、七月二十七日午前九
時から午後五時まで、八月八日
午後七時から九時までの四日間
計十七時間おこないます。

受講料は、市内に在住・在勤
する満十八歳以上の人を対象に
学歴は問いませんが在学中の人は
は除きます。

申込方法

六月二十三日と二
十三日午後6時30分から9時
中央公民館で。参加は自由。

電話・郵便で

受講料は百円
を添えて午前八
時三十分から午
後七時までに直
接中央公民館へ
申し込んでくだ
さい。定員にな
りしだいしまさ
りません。

申込料は

六月のうたごえ

23日午後6時30分から9時
中央公民館で。

参加は自由。

6月のうたごえ

中

申込料は

六月のうたごえ

中